

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都あきる野市瀬戸岡五三二番地、最後の住所東京都あきる野市瀬戸岡五三二番地 被相続人 亡 岡野太夢瑠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。令和八年五月二十五日

東京都新宿区新宿二丁目一番五号パークサイドスクエア四階 御苑前総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 松本 弓子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市光ヶ丘一丁目一〇番地、最後の住所東京都杉並区天沼二丁目四二番二三一四〇二号千代田ハイツ荻窪 被相続人 亡 島崎 千エ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月三十一日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。令和八年五月二十五日

事務所 東京都港区西新橋一丁目二〇番三号虎ノ門法律ビル二〇四号室 東京ファイールド法律事務所 相続財産清算人 弁護士 安藤 尚徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区大原一丁目三六番一、最後の住所東京都世田谷区大原一丁目三六番一二号 被相続人 亡 白田 武雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。令和八年五月二十五日

東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一、東京交通会館一階 銀座第一法律事務所 相続財産清算人 弁護士 白土 麻子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区本駒込二丁目一六番地、最後の住所東京都江東区大島六丁目一番六―四三一号 被相続人 亡 大菅 和之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十五日

東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一、東京交通会館一階 銀座第一法律事務所 相続財産清算人 弁護士 大谷 郁夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都多摩市愛宕一丁目六三〇番地二九、最後の住所東京都西多摩郡檜原村五六五〇番地八 被相続人 亡 茨田 忠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。令和八年五月二十五日

事務所 東京都府中市住吉町一丁目七九番地の四匠ビル二階 西東京きらり法律事務所 相続財産清算人 弁護士 長谷川敬祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市幸区小倉三丁目八七四番地、最後の住所川崎市幸区南加瀬四丁目一四番二五号サンビレッジⅡ 一〇二 被相続人 亡 岸 キヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。令和八年五月二十五日

川崎市川崎区駅前本町一〇番地五 川崎エ川崎一階 川崎つばさ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 土屋 健志

本籍新潟県新潟市北区浦木一七九九番地、最後の住所新潟市北区浦木一六五〇番地二 被相続人 亡 魚野 明広

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月二十七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

事務所 新潟市中央区米山四丁目一番三一、紫竹綜合ビル三〇五 TM共同法律事務所 相続財産清算人 弁護士 塚野 洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋市大町ソ八四番地二、最後の住所石川県金沢市黒田二丁目一六六番地サンシティ黒田二〇一〇号 被相続人 亡 濱田 政範

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。令和八年五月二十五日

事務所 石川県羽咋市南中央町キ一〇六番地九 相続財産清算人 司法書士 高原 洋和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市宝三丁目一五二番地、最後の住所山梨県中巨摩郡昭和町西条三三二番地一 被相続人 亡 廣瀬 進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。令和八年五月二十五日

山梨県甲府市丸の内三丁目二一番一〇号ネクススビル三階加藤・藤本法律事務所 相続財産清算人 弁護士 加藤 英輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県岡谷市加茂町三丁目七〇二一番地一、最後の住所長野県岡谷市加茂町三丁目九番二〇号 被相続人 亡 宮坂 尚高

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。令和八年五月二十五日

長野県諏訪市湖岸通り四丁目九番一、弁護士法人このまち斎藤法律事務所 相続財産清算人 弁護士 齋藤 泰史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市大和町荻安賀字火口上八三番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 林 重樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月二十五日

愛知県一宮市大志一丁目二番三、相続財産清算人 村手 誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県愛西市稲場町米野一四〇番地、最後の住所愛知県津島市唐臼町中八三五番地メルベユー一〇一〇号 被相続人 亡 有馬 俊二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。令和八年五月二十五日

名古屋市中区丸の内三丁目一四番三二号丸の内三丁目ビル三階弁護士法人佐藤・眞下法律事務所 相続財産清算人 弁護士 花井 将希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市平尾町三三二一番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 新山 満

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。令和八年五月二十五日

三重県津市大谷町二一番八さくら総合法律事務所 相続財産清算人 弁護士 加藤 謙一

第13期決算公告

令和8年3月30日
北海道紋別市新港町4丁目6番地
オホーツクバイオエナジー株式会社
代表取締役社長 久慈淳一郎
貸借対照表の要旨(令和7年12月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資産部	流動資産	1,462,485
	固定資産	755,211
資産合計		2,217,696
負債純資産及び部	流動負債	2,025,421
	固定負債	198,470
	資本	6,195
	剰余金	100,000
	利益準備金	△ 106,195
	利益剰余金	△ 25,000
	その他利益剰余金	△ 131,195
負債・純資産合計		2,217,696